

## 平成30年度から、 幼児教育の新要領・指針が全面実施されました。

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂（定）<sup>\*</sup>されました。今回の改訂（定）では、幼児教育をより充実するとともにその内容を3法令で整理し、小学校教育への円滑な接続を意識した内容となっています。その主なポイントを見ていきたいと思います。

<sup>\*</sup>「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は「改訂」を用い、「保育所保育指針」は「改定」を用いています。

### 新たに加わった3法令共通の内容

- 1 小学校以降の学習指導要領へとつながる「**幼児教育で育みたい三つの資質・能力**」が明記されました。
  - 知識及び技能の基礎
  - 思考力・判断力・表現力等の基礎
  - 学びに向かう力、人間性等
- 2 保育者と小学校教員が、接続に向けた教育・保育の方向性を共有できるように、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」が明記されました。
  - ① 健康な心と体
  - ② 自立心
  - ③ 協同性
  - ④ 道徳性・規範意識の芽生え
  - ⑤ 社会生活との関わり
  - ⑥ 思考力の芽生え
  - ⑦ 自然との関わり・生命尊重
  - ⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
  - ⑨ 言葉による伝え合い
  - ⑩ 豊かな感性と表現

### それぞれ3法令の改訂（定）のポイント

幼稚園教育要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ カリキュラム・マネジメントを重視</li> <li>○ 「主体的・対話的で深い学び」の必要性を説く</li> <li>○ 幼児の発達をふまえた指導のあり方を記載 など</li> </ul>
保育所保育指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 0・1・2歳児の保育についての記載を充実</li> <li>○ 養護の理念について記載</li> <li>○ 幼児教育の積極的な位置付け</li> <li>○ 子どもの健康・安全面についての記載の見直し など</li> </ul>
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在園時間が異なる子どもそれぞれへの配慮を記載</li> <li>○ 2歳児から3歳児への移行時の配慮を記載</li> <li>○ 生活形態の異なる保護者に対する子育ての支援の工夫 など</li> </ul>

※茨城県就学前教育・家庭教育推進室だよりから抜粋

### 【茨城県】（就学前教育・家庭教育推進ビジョン）

#### 「幼児期に育ってほしい子どもの姿 7項目」

- ① 健康な心と体で豊かに遊ぶ子ども
- ② 自分のことを自分で行おうとする子ども
- ③ 早寝早起き朝ごはんなどの生活習慣を身に付け、あいさつのできる子ども
- ④ 自然と触れ合い、命を大切にする子ども
- ⑤ 自分や家族を大切にしながら他者を思いやるとともに、約束やルールを守ろうとする子ども
- ⑥ 生活や遊びを通じた物事（物の性質や数量、図形、文字、標識等）への関心・感覚をもつ子ども
- ⑦ 豊かな感性とそれを表現できる言葉などをもち、自分の考えや思いを様々な方法で伝えようとする子ども

### 幼児教育の推進体制構築事業

#### 1. 事業の趣旨

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、この時期に質の高い幼児教育が提供されることは極めて重要である。しかし、現状において、幼稚園、保育所、認定こども園等の幼児教育施設の教職員に対する研修体制を始め、地方公共団体における幼児教育の推進体制は必ずしも十分でない。幼稚園、保育所、認定こども園等を通して幼児教育の更なる質の向上を図るため、各施設等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置や地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置等により、地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するための調査研究を行い、その成果を普及する。

※文部科学省HPから抜粋